

千葉市職員措置請求（24千監(住)第4号）に係る監査の結果について

1 請求の概要

- (1) 請求人 (略)
- (2) 請求日 平成24年10月17日
- (3) 請求内容 千葉市立青葉病院（以下「病院」という。）では、出勤したと勤務状況調書に記入すれば、勤務内容は問わず勤務したこととなり賃金が支払われているが、不当な非常勤職員の賃金の支出であるので返金するよう勧告されたい。

2 監査の概要

(1) 監査対象事項

病院の非常勤職員であるA氏（以下「本件職員」という。）に対する平成23年10月19日、同年12月29日及び平成24年2月までの時間外勤務分の賃金の支出が、不当な公金の支出に該当するか否か。

(2) 監査結果

ア 結論

本件職員の平成23年10月19日、同年12月29日及び平成24年2月までの時間外勤務分の賃金の支出については、不当な公金の支出であったとは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

イ 理由（要旨）

(ア) 本件職員への業務命令について

本件監査請求の各項目に共通する本件職員への業務命令について検討する。

命令権者は事務長であるところ、監査対象部局によれば、実際の運用にあたっては、基本的には診療局長からの依頼を受けて事務長が命令を行っているが、医局の医師が直接本件職員に依頼することも認めていると説明している。

業務命令の手続きについて、本件職員の業務内容は、監査対象部局の説明にあるとおり、医局における多種多様なものとなっていることに加え、50人を超える医師からの依頼にその都度対応することが求められている。

よって、このような業務を円滑に実施するためには、監査対象部局の説明した方法も、事務の性質からして是認し得るものである。

(イ) 本件職員の勤務状況について

勤務状況調書についてであるが、監査対象部局によれば、原則として、本件職員は、出勤の際に事務局で出勤簿に押印するとともに、勤務状況調書に開始時間を記入し、退勤の際に事務局で勤務状況調書に終了時間を記入しており、その都度、事務局職員が内容を確認していると説明している。

しかしながら、本件監査請求は、勤務状況調書に疑義があるとしてなされたものであることから、以下各項目毎に検討する。

a 平成23年10月19日について

本件職員が、本来、勤務日ではない同日に勤務していたか否かについて検討する。

まず、本来、勤務日ではない日に勤務すること自体は、雇用通知書の記載から予定されていない訳ではない。

また、両者が、病院内で勤務していたとしても、請求人と本件職員は全く同じ業務を行っていた訳ではなく、本件職員は主として医局内に勤務し、他方、請求人は、主として、朝、医局で業務を行った後は、医局から離れた院長室等で業務を行っていたと認められる。

したがって、両者が顔を合わせない可能性もあり、請求人が本件職員を見かけていないことをもって、本件職員が出勤していなかったとまで、認めることができない。

確かに、1年前のことであるため、関係職員の説明に曖昧な点も多いが、本件職員は、

勤務状況調書に実際の勤務と異なる記載をしたことはないと明確に述べており、また、虚偽の出勤簿や勤務状況調書を作成してまで本件職員が得られる金額はさほど大きな額ではないと認められる。

よって、請求人の主張のみでは、同人主張の不当性を認めるには合理的な疑いが残り、更に、その他前記した様々な事情を総合的に考慮してもその合理的な疑いを払拭できない。

b 平成23年12月29日について

本件職員が平成23年12月29日に出勤していたことは、指静脈認証による入退管理システムに本件職員の記録データが残っているとの監査対象部局の説明から明らかである。

そこで、同日、本件職員が勤務する必要があったか否かについて検討する。

本件職員に事実を直接確認したところ、毎年、年末年始に勤務する医師のために、医局の大掃除や整理整頓、お茶、コーヒー、砂糖等の補充、医局に必要な物の買い出し等を行うために出勤したと述べている。

そして、実際に確認が可能な直近の5年間の全てにおいて、医局に勤務する非常勤職員の中では、本件職員が、年末においては必ず最後に出勤していることから、年末年始の休日の期間に勤務する医師のため、毎年これらの業務を行っていたものと認められる。

したがって、平成23年12月29日分の賃金の支出については、監査対象部局が説明する業務内容について必要性がないとまでは認められない。

c 時間外勤務について

監査の請求期間につき、地方自治法第242条第2項は「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定する。

平成23年9月以前の時間外勤務分の賃金の支出については、1年の期間制限に抵触するため、「正当な理由」の有無について検討する。

請求人は、本件監査請求書では、本件職員の勤務状況調書を開示請求したことにより分かったとしているものの、陳述の場では、平成17年には気が付いていたが、病院に勤務していたため、開示請求をすることは難しかったと主張しており、請求人は、平成23年9月以前の賃金の支出について知り得べき状態であったものと認められる。

したがって、当該行為があった日から1年を経過していることについての「正当な理由」は認められない。

そこで、請求までに1年を経過していない平成23年10月から平成24年2月までの時間外勤務分について検討する。

本件監査請求について見ると、請求人が特定すべき、各時間外勤務に関し個別的、具体的に違法又は不当な理由について明らかにしていない。また、その理由についても、何をもって不当としているかが主張されていない。

この点について、請求人に陳述の場で確認したが、結局のところは、何をもって不当としているのかが明らかにされていない。

したがって、請求人は、平成23年10月から平成24年2月までの時間外勤務分の賃金の支出を不当とする理由について、個別的、具体的に時間外勤務毎に摘示して主張しておらず、また、その理由についても、明らかにされていないから、そもそも適法な住民監査請求であるかについて疑問の余地がない訳ではない。

また、仮に、請求人の主張が本件職員と請求人が同じ業務を行っているにもかかわらず、本件職員だけが時間外勤務をしていることを不当であるとしても、両者は全く同じ業務を行っているとは認められない。

※ 詳細は、別添の千葉市監査委員告示第14号をご覧ください。